

■参考資料

- 1 届出対象行為の用語説明
- 2 色彩の表し方について
- 3 用語解説
- 4 計画策定の経緯等

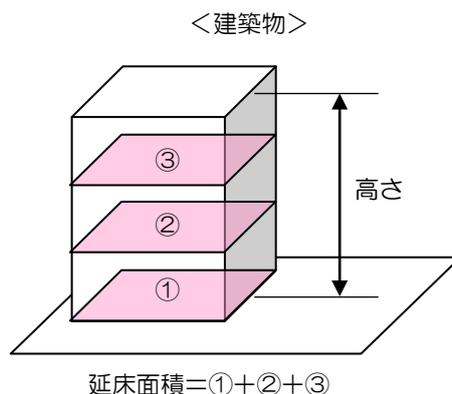
1 届出対象行為の用語説明

(1) 建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。これに附属する門や塀、地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗等を含み、建築設備も建築物に含まれる。

【建築設備】

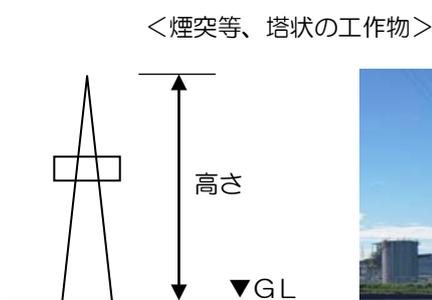
建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備、煙突、昇降機、避雷針など。



(2) 工作物

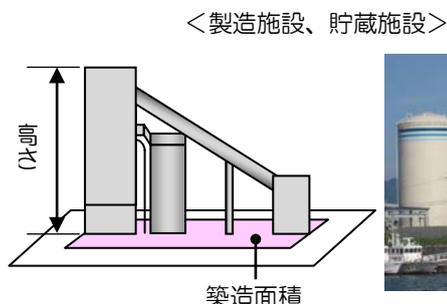
土地に定着する人工物のすべてを指す。ただし、建築物に設けられる建築設備は建築物に含まれる。

- 煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等
煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等。塔状の工作物。



- 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫等

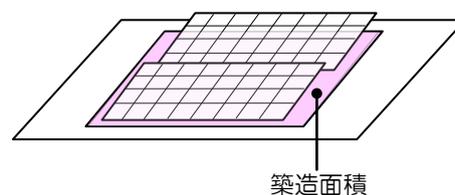
コンクリート、アスファルト等を製造する設備。石油、ガス等の貯蔵タンク。コースター、観覧車等の遊戯施設。建築物に該当しない機械式の立体駐車場等。



- 太陽電池発電設備

太陽の光エネルギーを電力に変換する設備。本計画では、地上に設置される大規模な太陽光発電の設備を対象としている。

＜太陽電池発電のための工作物＞



- 擁壁等

擁壁、垣、柵、塀等。建築物に付属する場合も工作物とみなす。

- 橋梁等

橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道等。線的な工作物。

＜橋梁等、線的な工作物＞



(3) 開発行為

建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

【特定工作物】

コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物（第一種特定工作物）又はゴルフコースその他大規模な工作物（第二種特定工作物）のこと。

【区画形質の変更】

区画の変更→道路、水路等の公共施設の新設、変更又は廃止を伴う敷地の増減、統合、分割等。

（単なる土地の分筆、合筆は含まない）

形の変更→切土又は盛土の造成行為。（高さが50cm未満、1,000㎡未満のものは除く）

質の変更→農地等宅地以外の土地の宅地への変更。

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

区画の変更、建築物等の建築を伴わない造成や土地利用の変更のこと。主に、駐車場や資材置き場などをつくるために土地を造成する行為を想定している。

(5) 特定照明

夜間に建築物の壁面や塔、橋梁などの構造物、街路樹、庭園などに照明をつけたり、当てたりすることで形や構造を浮かび上がらせるような演出のこと。本計画では、このような夜間の演出を一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明のことを指している。

2 色彩の表し方について

(1) マンセル表色系 (マンセルひょうしょくけい)

一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、景観計画等における環境色彩基準の運用にあたっては、日本工業規格 (JIS) にも採用されている国際的な尺度である [マンセル表色系] を採用します。

マンセル表色系では、ひとつの色彩を [色相 (しきそう)] [明度 (めいど)] [彩度 (さいど)] という3つの尺度の組み合わせによって表し、これを色彩の三属性といいます。

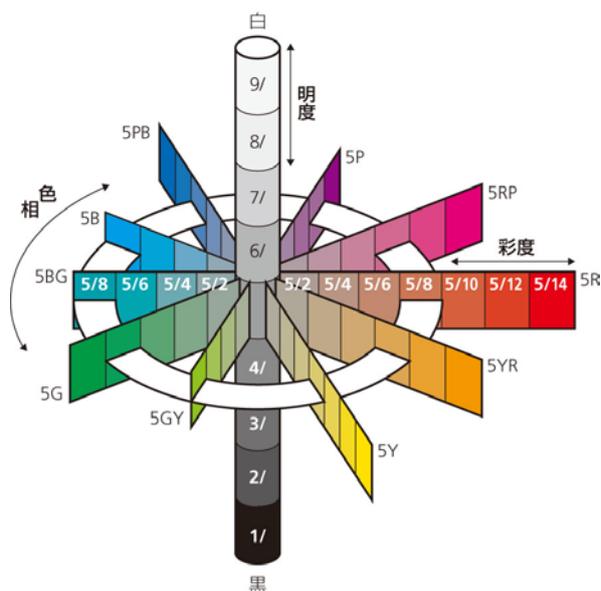


図 マンセル表色系のしくみ

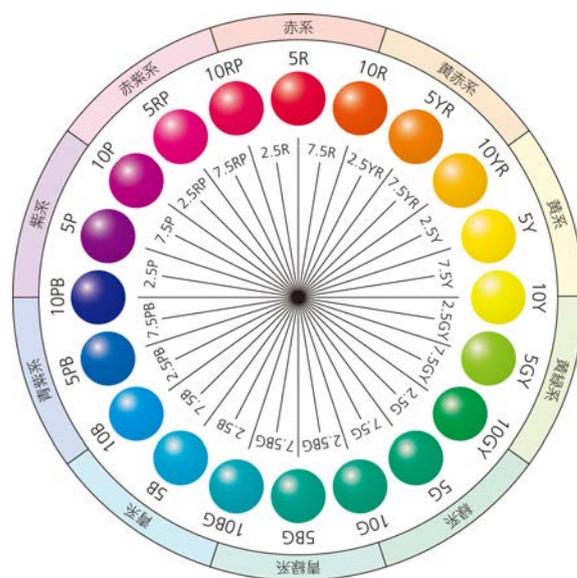


図 マンセル色相環

(2) 色彩の三属性 [色相・明度・彩度]

○色相 (しきそう)

色相は、いろあいを表します。10種の基本色 (赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫) の頭文字をとったアルファベット (R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP) とその度合いを示す0から10までを組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

○明度 (めいど)

明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

○彩度 (さいど)

彩度は、あざやかさを0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、黒、白、グレーなどの無彩色は0になります。あざやかな色ほど数値が大きく、赤の原色は14程度です。

(3) マンセル記号 (マンセル値)

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号です。

有彩色は、[10YR8.0/1.5]のように、[色相、明度/彩度]を組み合わせて表記し、無彩色は、[N4.0]のようにニュートラルを表す [Nと明度] を組み合わせて表記します。

じゅうワイアール はち の いちてんご 😊
10YR 8.0 / 1.5
 色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ

エヌ よん 😊
N 4.0
 無彩色 明度=明るさ

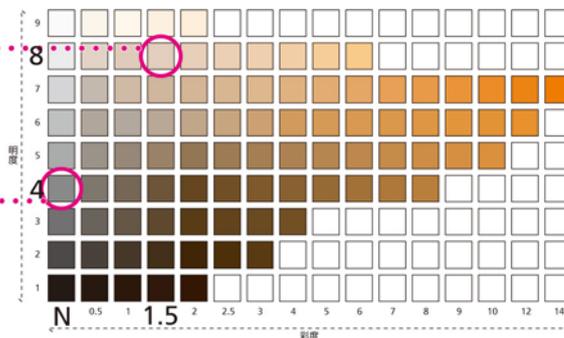


図 マンセル記号による色彩の表し方と読み方

図 等色相面 (10YR) の明度と彩度

田んぼの土の色
 にいてんごワイ ご の に 😊
2.5Y 5.0 / 2.0
 色相 明度 彩度

ヤブツバキの葉の色
 ごジューワイ ご の ご 😊
5GY 5.0 / 5.0
 色相 明度 彩度

図 マンセル記号による色彩の表し方と読み方の具体例

3 用語解説

あ行

【大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例】

緑にあふれ快適でやすらぎのあるまちを創造するための緑化の推進等に関し必要な事項を定めることにより、緑豊かで快適な都市環境を確保することを目的とした条例。新たに一定規模以上の用地に工場や事業場等を建設しようとする場合は、緑化に関する事前協議が必要。

か行

【環境色彩基準】

建築物の外壁又は工作物の外観の基調色、建築物の色彩について、使用可能な色彩の範囲を定めた数値基準。本市では、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩として、区域の特性に応じて数値基準を定めている。

【干拓】

遠浅の海岸や干潟などを仕切り、ポンプや潮汐の干満差を利用して水を抜き取ったり干上がらせたりして陸地化すること。主に農地として開拓する時に用いられる。本市の干拓は、明治期以降に盛んとなり、昭和中期に現在の農地が完成している。

【九州・山口の近代化産業遺産群】

ユネスコの世界遺産暫定リストに記載されている九州・山口地方を中心とする近代化産業遺産群の総称。全 28 資産で構成され、8 県 11 市にわたって点在している。本市には、宮原坑跡、万田坑跡、三池港、旧三池炭鉱専用鉄道敷の 4 つの構成資産が所在している。

【景観アドバイザー】

景観まちづくりに関する専門家。本市では、市民・事業者・行政が協働で良好な景観形成に取り組んでいくために、専門家から助言・指導を受けることができるよう景観アドバイザー制度を設けることとしている。

【景観行政団体】

景観法に基づく景観行政を担う主体で、景観計画の策定・変更など、良好な景観の形成のための施策を推進する地方公共団体。都道府県、地方自治法上の指定都市、中核市、県との協議を経た市町村が対象。本市は平成 23 年 10 月 1 日に景観行政団体に移行。

【景観協定】

景観法に基づくルール。景観計画区域内の一団の土地において、良好な景観の形成を図るため、地域住民が自ら景観に関するルールを定め、守っていくこと。建築物や工作物の形態意匠、樹林地、緑化、屋外広告物、農用地などについて、ソフト的な事項も含めて定めることができる。

【景観計画】

景観法に基づき、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。景観計画には①景観計画の区域、②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針等を定めることとしている。

【景観計画区域】

景観法に基づいて定める景観計画の計画対象区域のこと。景観計画区域内では、景観計画に基づき、建築物や工作物の形態意匠等の制限について規制・誘導を行うこととなる。

【景観形成基準】

良好な景観を形成するために遵守すべき基準。景観法に基づく届出対象行為に対して勧告や変更命令等を行う際の判断基準となる。環境色彩基準は景観形成基準の一部。

【景観審議会】

景観形成に関する事項について調査審議を行う組織。本市では、市長の諮問に応じて本市の景観形成に関する事項について調査審議し、答申する組織として大牟田市景観審議会を設置することとしている。

【景観地区】

都市計画区域または準都市計画区域内において、良好な景観の形成を図るため、建築物の形態意匠の制限や建築物の高さの最高限度または最低限度などを定める地区のこと。景観法に基づいて都市計画に定められる。

【景観法】

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律。平成 16 年（2004 年）6 月制定。

【建築基準法】

国民の生命、健康、財産の保護のため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律。昭和 25 年（1950 年）5 月制定。

【建築協定】

建築基準法に基づくルール。住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進するために、地域住民が自ら建築物に関するルールを定め、守っていくこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、形態意匠、建築設備などについて定めることができる。

さ行

【史跡】

古墳、城跡等の遺跡を指す。文化財保護法に基づき、歴史上又は学術上価値の高いものと認められるものは国指定史跡となる。国指定史跡は、保護のため、現状の変更に対する規制がある。

【視点場】

橋や展望台などから景観を眺める時の特定の場所。本計画では、宮原坑跡の竪坑櫓など、眺める対象物がよく見え、不特定多数の人が立ち入ることができる場所を指している。

【重要文化財】

建造物、美術工芸品等の有形文化財のうち、重要なもの。文化財保護法に基づき、国が指定。保護のため、現状の変更に対する規制がある。

【スカイライン】

建築物や山並みが空を区切ることによって描かれる輪郭線。人工的な地平線。

【世界遺産】

人類が歴史に残した偉大な文明の証明ともいえる遺跡や文化的な価値の高い建造物を保存し、この地球上から失われてはならない貴重な自然環境を保護し、次世代に伝えていくことを目的として、国際連合の教育科学文化機関であるユネスコの 1972 年総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて、世界遺産一覧表に記載されている物件のことを指す。

た行

【地区計画】

都市計画法に基づくルール。都市計画区域内の身近な生活空間について地区住民等で話し合い、建築物の用途、高さ、色などの制限や、地区の道路、公園などを定め、区域特性にふさわしい良好な整備や保全を行うための計画。

【築造面積】

工作物の水平投影面積。

【特定届出対象行為】

景観法に基づく変更命令の対象となる行為。建築物の建築等または工作物の建設等のうち、景観行政団体が条例に定めた行為については、景観計画に定められた建築物や工作物の形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者に対し、設計の変更などを命じることができる。

【都市計画法】

土地利用（区域や地区の区分等）、都市施設（道路、公園等）、都市計画事業（区画整理、再開

発等)などの必要事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。昭和43年6月制定。

な行

【海苔の養殖畑】

海苔の養殖は、海苔ひびと呼ばれる養殖海苔を付着・成長させるための道具を浅い海に設置して行う。冬の有明海に海苔ひびの支柱が規則正しく見渡す限りに続く姿を指して、「海苔畑」、「海苔の養殖畑」という。

は行

【干潟】

干潮時に沿岸や河口に現われる、砂や泥がたまった場所。干潟は、内湾や入江など、外海の波の影響が少なく、河川が流れ込み砂や泥を運んでくる場所にできる。潮汐により陸と海の栄養が流れ込むことにより、多様な生物が生育し、餌を食べる場となっている。有明海では、干潮時には国内最大の広さの干潟が現れ、これは日本の干潟面積の約4割に相当する。

【風致地区】

都市計画区域または準都市計画区域内において、都市の風致を維持するため定める地区。都市内の優れた自然環境を維持するとともに、その自然環境と調和のとれたまちづくりを行うため、建築物の建築や樹木の伐採等に対する規制を行う。都市計画法に基づく地区。

【文化財保護法】

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律。昭和25年5月制定。

ま行

【見付面積】

建築物の外壁及び屋根、工作物の外観の一面における垂直投影面積。

ら行

【ライトアップ】

夜間景観の演出として、建築物の壁面や橋梁などの構造物、街路樹、庭園などを浮かび上がらせるための照明。

【臨港地区】

港湾を管理運営するため定める地区。港湾法に基づいて都市計画に定められる。港湾の合理的な土地利用を促進し、適切な管理運営を図るために分区を定め、各分区の目的を著しく阻害する建築物及び構築物の建設は制限される。

4 計画策定の経緯等

期間・年月日		内 容
平成 22 年度	平成 23 年 3 月 14 日	○景観行政団体になることについて県へ協議書提出
	平成 23 年 3 月 23 日	○景観行政団体になることについて県同意
平成 23 年度	平成 23 年 9 月 1 日	○景観行政団体となることの告示
	平成 23 年 10 月 1 日	○景観行政団体へ移行
	平成 24 年 1 月 13 日 ～1 月 27 日	○「景観まちづくりに関するアンケート調査」の実施 本市の景観イメージや大切な景観資源等の把握(市民 1,000 人 対象、回収率 36.0%)
平成 24 年度	平成 24 年 4 月 27 日 ～5 月 22 日	○景観計画策定に向けた色彩調査の実施 区域別に建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩を調査
	平成 24 年 7 月 1 日	○広報おおむたにおいて「景観まちづくりに関するアンケート調 査結果」の紹介
	平成 24 年 8 月 5 日	○「景観発見バスツアー」の開催 市内の景観資源をバスでめぐり見学。昼の部と夜の部 2 回開催 (参加者：計 46 人)
	平成 24 年 11 月 12 日 ～11 月 30 日	○「景観計画(素案)」へのパブリックコメントの実施 コメント提出者：2 人、コメント数：2 件
	平成 24 年 11 月 13 日	○大牟田市都市計画審議会 議題：「景観計画(素案)」について
	平成 24 年 11 月 17 日 ～11 月 28 日	○「景観計画(素案)」地元説明会(8 回) 場 所：各地区公民館(7 地区)及び総合福祉センター 参加者：延べ 35 人
	平成 24 年 11 月 26 日 ～11 月 29 日	○「景観計画(素案)」を市内大手事業所、電気通信事業者に個別 説明
	平成 24 年 11 月 30 日	○「景観計画(素案)」を福岡県大牟田建築士会等に説明 場 所：イオンモール大牟田 参加者：50 人
	平成 24 年 11 月 30 日	○「景観重要公共施設」について福岡県南筑後県土整備事務所同 意
	平成 25 年 1 月 10 日	○「景観重要公共施設」について国土交通省九州地方整備局福岡 国道事務所同意
	平成 25 年 1 月 17 日	○「景観計画(素案)」を有明地区広告美術業協同組合に説明 場 所：大牟田市企業局 参加者：12 名
	平成 25 年 1 月 24 日	○大牟田市都市計画審議会(景観法第 9 条第 2 項に基づく意見聴取) 議題：「景観計画(案)」について

■大牟田市景観計画更新履歴

	更新日	主な更新内容	備 考
1	平成25年（2013年）3月	「大牟田市景観計画」策定	
2	令和4年（2022年）8月	大牟田市大字岩本及び大字白銀の一部の景観計画区域の区分を「山と田園区域」から「商業区域」へ変更	
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

大牟田市景観計画

平成25年3月

(変更) 令和4年8月

大牟田市 都市整備部 都市計画・公園課
〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2-3
TEL 0944-41-2782